

② 第一表の **収入金額等** と **所得金額等** の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

提出先、申告年分などを書いてください。

0□には「**4**」と書き、空白部分には「**確定**」と書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。
 なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治1、大正2、昭和3、平成4、令和5

※ 住所地以外の居所・事業所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「現在の住所又は居所・事業所等」欄の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。

なお、住所地以外で申告をする場合、「郵便番号」欄は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。

また、「令和 年」の空白に「5」と書き、令和5年1月1日現在の住所を書いてください。

収入金額等 所得金額等

事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」（青色申告の方は、「青色申告決算書」）に基づいて書いてください。

給与所得

給与所得の金額は、42ページの「3(1) 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけであり、かつ、所得金額調整控除(42ページ)の②に該当しない場合には、「給与所得の源泉徴収票」から右のように転記できます。

※「給与所得者の特定支出控除」を受ける方は、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1415 給与所得者の特定支出控除」を参照してください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、「**令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の11ページから12ページでその金額を求めることができます。

申告書第一表（上部）

確定申告書には、毎回、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

FA2202

第一表 (令和四年分以降用)

税務局長 令和 5 年 2 月 16 日 令和 04 年分の所得税 復興特別所得税の確定申告書

納税地 〒×××-×××× 個人番号 ××××△△△○○○ 生年 3 40.05.01
現在居住する住所 T市〇〇町8-5 フリガナ トウキョウ タロウ
氏名 東京 太郎
職業 会社員 屋号・番号 世帯主の氏名 東京太郎 世帯主との続柄 本人
居住形態希望 種類 青色 国出損失修正 結果の表示 特例 整理番号
電話番号 ×××-△△△-○○○

申告の種類を表示します。
土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。
あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

収入金額等
事業等 ① ⑦
農業 ② ⑧
不動産 ③ ⑨
配当 ④ ⑩
給与 ⑤ ⑪
公的年金等 ⑥ ⑫
雑収入 ⑬
雑収入 ⑭
雑収入 ⑮
雑収入 ⑯
雑収入 ⑰
雑収入 ⑱
雑収入 ⑲
雑収入 ⑳
雑収入 ㉑
雑収入 ㉒
雑収入 ㉓
雑収入 ㉔
雑収入 ㉕
雑収入 ㉖
雑収入 ㉗
雑収入 ㉘
雑収入 ㉙
雑収入 ㉚
雑収入 ㉛
雑収入 ㉜
雑収入 ㉝
雑収入 ㉞
雑収入 ㉟
雑収入 ㊱
雑収入 ㊲
雑収入 ㊳
雑収入 ㊴
雑収入 ㊵
雑収入 ㊶
雑収入 ㊷
雑収入 ㊸
雑収入 ㊹
雑収入 ㊺
雑収入 ㊻
雑収入 ㊼
雑収入 ㊽
雑収入 ㊾
雑収入 ㊿

所得金額等
事業等 ① ⑦
農業 ② ⑧
不動産 ③ ⑨
配当 ④ ⑩
給与 ⑤ ⑪
公的年金等 ⑥ ⑫
雑収入 ⑬
雑収入 ⑭
雑収入 ⑮
雑収入 ⑯
雑収入 ⑰
雑収入 ⑱
雑収入 ⑲
雑収入 ⑳
雑収入 ㉑
雑収入 ㉒
雑収入 ㉓
雑収入 ㉔
雑収入 ㉕
雑収入 ㉖
雑収入 ㉗
雑収入 ㉘
雑収入 ㉙
雑収入 ㉚
雑収入 ㉛
雑収入 ㉜
雑収入 ㉝
雑収入 ㉞
雑収入 ㉟
雑収入 ㊱
雑収入 ㊲
雑収入 ㊳
雑収入 ㊴
雑収入 ㊵
雑収入 ㊶
雑収入 ㊷
雑収入 ㊸
雑収入 ㊹
雑収入 ㊺
雑収入 ㊻
雑収入 ㊼
雑収入 ㊽
雑収入 ㊾
雑収入 ㊿

第3表 ⑫欄へ(18ページ)

申告の種類を表示します。
土地や建物の譲渡所得がある方
は、「**分離**」を「**○**」で囲みます。
あなたが青色申告者の場合は、
青色も「**○**」で囲みます。

第三表^⑫欄へ(18ページ)

[illegible]

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

 **合計所得金額とは・・・**

第一表の**所得金額等「⑫合計」欄の金額**に、申告分離課税の所得金額（土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額）、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます（17ページ参照）。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告書第二表

申告年分、空白部分、住所、氏名などを書いてください。

○ 社会保険料控除等に関する事項
など

第一表の⑬欄から⑳欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。

この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください（旧生命保険料に係る1契約9千円以下のもの等を除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。詳しくは、「**令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の41ページを参照してください。）。

⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

⑮ 生命保險料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、**新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料**の別に、その合計額を書きます。

⑩ 地震保險料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、**地震保険料と旧長期損害保険料**の別に、その合計額を書きます。

[illegible]

この事例では、あなた（土地を売却された方）の合計所得金額が1,000万円を超えているため、「配偶者（特別）控除」（16ページ参照）の適用ができませんが、配偶者が、同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。詳しくは、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。

○ **住民税・事業税に関する事項**
 給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「**特別徴収**」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は「**自分で納付**」の□に○を記入してください。

4 第一表の 所得から差し引かれる金額 の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額 は、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から転記することができます。

※ ⑬欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑳欄の記載を省略し、㉔欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

令和4年分 給与所得の源泉徴収票									
T市〇〇町8-5									
東京都 東京都 東京都									
給与所得 700,000									
社会保険料等の金額 580,000									
所得控除の額の合計額 1,540,000									
源泉徴収額 255,700									

申告書第一表（左下部）

社会保険料控除	⑬	580,000
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	50,000
地震保険料控除	⑯	50,000
配偶者、ひとり親等控除	⑰	0
勤労学生、障害者控除	⑱	0
配偶者（特別）控除	㉑	0
扶養控除	㉒	0
基礎控除	㉔	0
⑬から㉔までの計	㉕	680,000
雑損控除	㉖	
医療費控除	㉗	
寄附金控除	㉘	
合計	㉙	680,000

第三表㉙欄へ
(18ページ)

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者（特別）控除」は適用できません。
また、合計所得金額が2,500万円を超えているので、「基礎控除」は適用できません。

㉑～㉒ 配偶者（特別）控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和4年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの令和4年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者が、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分1」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。
- 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が48万円以下である方のうち、あなたの令和4年分の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。
- 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和28年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）をいいます。

㉓ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成19年1月1日以前に生まれた方（年齢が16歳以上の方）をいいます。
- 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成12年1月2日から平成16年1月1日までの間に生まれた方（年齢が19歳以上23歳未満の方）をいいます。
- 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和28年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）をいいます。
- 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方をいいます。

㉔ 基礎控除

あなたの令和4年分の合計所得金額に応じて適用される控除です。

- あなたの令和4年分の合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

〔配偶者（特別）控除額〕

	あなた（居住者）の合計所得金額		控除の額
	900万円以下	900万円超 950万円以下	
48万円以下 (控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円

〔扶養控除額〕

区 分		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

〔基礎控除額〕

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円（適用なし）

5 第三表の分離課税の 収入金額 や 所得金額 などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）」から転記します。

申告書第三表（分離課税用）（上部）

令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（分離課税用）

住所 T市〇〇町8-5
氏名 トウキョウ タロウ

収入金額
短期譲渡 一般分 ① 500,000
長期譲渡 一般分 ② 4,569,750
合計 ③ 5,069,750

所得金額
短期譲渡 一般分 ④ 4,302,500
長期譲渡 一般分 ⑤ 45,697,500
合計 ⑥ 49,999,999

税金の計算
⑦ 対応分 ⑧ 対応分 ⑨ 対応分 ⑩ 対応分 ⑪ 対応分 ⑫ 対応分 ⑬ 対応分 ⑭ 対応分 ⑮ 対応分 ⑯ 対応分 ⑰ 対応分 ⑱ 対応分 ⑲ 対応分 ⑳ 対応分 ㉑ 対応分 ㉒ 対応分 ㉓ 対応分 ㉔ 対応分 ㉕ 対応分 ㉖ 対応分 ㉗ 対応分 ㉘ 対応分 ㉙ 対応分 ㉚ 対応分 ㉛ 対応分 ㉜ 対応分 ㉝ 対応分 ㉞ 対応分 ㉟ 対応分 ㊱ 対応分 ㊲ 対応分 ㊳ 対応分 ㊴ 対応分 ㊵ 対応分 ㊶ 対応分 ㊷ 対応分 ㊸ 対応分 ㊹ 対応分 ㊺ 対応分 ㊻ 対応分 ㊼ 対応分 ㊽ 対応分 ㊾ 対応分 ㊿ 対応分

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。

なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分
43ページの「4 土地や建物を売却したときの税額の計算方法早見表」を参照し、該当する譲渡所得の区分を書きます。
この事例では、長期譲渡所得の一般分に該当しますので、「長期・一般」と書いてください。

収入金額 所得金額

「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）」の3面の「4」から転記します。

取引が複数ある場合には、譲渡所得の区分ごとに、その合計額を各欄に書いてください。

合計所得金額（14ページ参照）

土地や建物などに係る譲渡所得がある場合の合計所得金額は、下のイとロの合計額です。

イ 第一表の 所得金額等「㉕合計」欄の金額

ロ 第三表の「㉙差引金額の合計額」欄の金額（又は「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）」の3面の「4」の「C差引金額」欄の金額の合計額）

イ + ロ = 合計所得金額

この事例では、次のようになります。
(イの金額) (ロの金額)
4,930,000円 + 45,697,500円
= 50,627,500円（合計所得金額）

⑥ 第三表の **税金の計算** の箇所を書きます。

第一表の **所得金額等**「**⑫合計**」欄に記載した金額（14ページ参照）と **所得から差し引かれる金額**「**⑳合計**」欄に記載した金額（16ページ参照）を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額(赤字の場合は0円) - ⑲欄の金額 = A
として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を㉗欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑥⑥欄から⑦⑥欄までの金額を、対応する⑦⑧欄から⑧④欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、
 ⑥⑥欄から⑦⑥欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑧欄から⑧④欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含みます。)は記入の必要はありません。

この事例の場合、②⑨欄の金額(680,000円)が⑫欄の金額(4,930,000円)から引ききれていますから、その残額である4,250,000円を⑦⑦欄に書き、⑥⑧欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨てて⑦⑨欄に転記します。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

42ページの「**3(2) 総合課税の所得金額に対する税額の計算表**」により計算できます。
この事例では、次のようになります。

課税される所得金額 (㉦欄)	所得税の税率	控除額	総合課税の所得金額に対する税額
4,250,000円 ×	0.2 -	427,500円 =	422,500円 (㉧欄に書きます。)

分離課税の所得金額に対する税額

この事例では、長期譲渡所得(一般分)に該当しますから、所得税の税率は一律15%(他に住民税5%)です。

なお、所得税の税率については、43ページの「4 土地や建物を売却したときの税額の計算方法早見表」を参照してください。

課税される所得金額 (79 欄) 45,697,000円 × 所得税の税率 0.15 = 分離課税の所得金額に対する税額 6,854,550円 (87 欄に書きます。)

⑦ 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表（右部）

確定申告書

及び所得税

FA 2 2 0 2

第一表
 (令和四年分に際用)

△△△○○○

生年
月日

3 4 0 . 0 5 . 0 1

フリガナ

トウキョウ

タロウ

氏 名

東京 太郎

会社員

東京太郎

本人

屋号・番号

世帯主の氏名

世帯主との納税

電話番号

電話 (自宅・勤務先・携帯)

番号

課税される所得金額
(②-②)又は第三表
上の④に対する税額
又は第三表の⑤

③④

〇 〇 〇

配 当 控 除

③⑤

7 2 7 7 0 5 0

住宅耐震改修
特別控除等

③⑥
(③-⑥)

〇 〇

政支等寄附金等特別控除

③⑦
(③-⑦)

〇 〇

災害減免額

④①

7 2 7 7 0 5 0

青果引所得税額 農業所得税額
(④-③)

④②

7 2 7 7 0 5 0

復興特別所得税額
(④×2.1%)

④③

1 5 2 8 1 8

所得税及び復興特別所得税の額

④④

7 4 2 9 8 6 8

外国税額控除等

④⑤
(④-⑤)

〇 〇 〇 〇

源泉徴収税額

④⑥

2 5 5 7 0 0

申告税額
(⑤-④-⑥-⑦)

④⑦

7 1 7 4 1 0 0

予定納税額
(第1期分・第2期分)

④⑧

〇 〇 〇 〇

第3期分
納める税額
(④⑧-④⑦) 還付される税金

④⑨

7 1 7 4 1 0 〇

修正申告
修正申告
修正申告の場合に④⑨を記載

④⑩
④⑨

〇 〇 〇 〇

第3期分の税額の増加額

④⑪

〇 〇

平均課税対象金額

④⑫

〇 〇 〇 〇

変動・臨時所得金額

④⑬

〇 〇 〇 〇

年間限額までに納付する金額

④⑭

〇 〇 〇 〇

延納 延居 出 額

④⑮

〇 〇 〇 〇

納 税

分 割

延納の届出

第一表の「⑤納める税金」の2分の1以上の金額を令和5年3月15日(水)までに納付することにより、その残額を、令和5年5月31日(水)まで延納することができます。

なお、延納期間中は利子税がかかります。

👉 「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出について

確定申告が必要な方又は一定の還付申告書を提出することができる方で、令和4年分の退職所得を除く各種の所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、令和4年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を令和5年3月15日(水)までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、居住者（非永住者を除きます。）の方で、令和4年12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を令和5年3月15日（水）までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、一定の財産については調書への記載が不要となる場合がありますので、詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.7457 財産債務調書の提出義務」及び「No.7456 国外財産調書の提出義務」をご覧ください。

「③②配当控除」、「③④(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「③⑤～③⑦政党等寄附金等特別控除」、「③⑧～④⑩住宅耐震改修特別控除等」などの**所得税額から控除される金額**がある場合に書いてください。

④① 差引所得税額

③1欄に転記した税額から③2欄、③3欄、③4欄、③5～③7欄、③8～④0欄を差し引いた金額（赤字のときは0）を書いてください。

④③ 再差引所得税額（基準所得税額）

④1欄の金額から「④2災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④④ 復興特別所得税額、④⑤ 所得税及び復興特別所得税の額
④③欄の金額に2.1%を乗じた金額を④④欄に書いてください。
また、④③欄の金額と④④欄の金額の合計額を④⑤欄に書いてください。

④⑧ 源泉徴収税額

第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(15ページ参照)。

④ 申告納税額

④5欄の金額から「④6～④7外国税額控除等」、「④8源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合 ㊦ 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。

赤字の場合 ㊦ そのままの金額の頭に△を付して書きます。